

令和3年度 労働基準協会 労務管理講習会
甲府労働基準監督署長挨拶

労働基準協会会員の皆さまには、日頃から、労働基準行政の運営及び各種施策の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、この場をお借りして心から厚く御礼申し上げます。

例年実施されております労務管理講習会について、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今年度はWEB配信となりました。この配信に当たり関係各位の絶大な御協力を得ましたこと、感謝の念に堪えません。

今回の講習会は、最近改正された法令・通達等のうち、各事業場におきまして御承知おきいただきたい内容について御説明することとしております。

具体的には、「過労死等の労災認定基準の改正」、「石綿則及び特化則（溶接ヒューム）の改正」、「時間外労働の上限規制と時間外労働時間数の把握」の3点を御説明することとしております。

参集形式の労務管理講習会では、その場で御質問を承っておりますが、今回はそれがかないませんので、御質問や御不明な点につきましては、御遠慮なく当署の各担当部署へお問い合わせいただきたいと思います。

今回の労務管理講習会を契機として、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現と、安全かつ安心して働くことができる快適な職場づくりのために、経営トップの皆様は先頭に立って、また全ての従業員の方々は、

その職位に応じた積極的な取組を行っていただきたいと思います。

結びになりましたが、本日御視聴いただきました皆様方の御多幸と会員各事業場の御隆昌を御祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

令和4年3月

甲府労働基準監督署長 篠原 敦